

自由権規約委員会の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/7）に対するフォローアップ 日本政府からの情報提供

1 日本の第7回政府報告に関する自由権規約委員会の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/7）において、同委員会により日本政府が勧告の実施に関する情報を提供すべきとされている事項（パラ7、33及び45）の現状は以下のとおりである。日本政府としては、今後とも自由権規約委員会と建設的な対話を行っていききたい。

委員会勧告パラ7に対する回答ー国内人権機構

2 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、不断に検討している。

委員会勧告パラ33に対する回答ー難民及び庇護申請者を含む外国人の処遇

委員会勧告パラ33（a）について

3 我が国における難民認定審査においては、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の作成する諸文書や、諸外国における運用等も参考にしている。

4 また、難民該当性を判断するに当たって考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」の策定に当たっても、こうした諸文書や運用を参考としているほか、UNHCRからの意見も参考としている。

5 こうした点を踏まえれば、我が国における難民該当性の判断は、難民保護の国際的な動向を踏まえたものとなっている。

6 また、入管庁では、難民認定数の多い諸外国当局と積極的に情報交換を行っている。具体的には、次の事項等について、必要に応じ、情報を得るようにしている。

- （1）我が国の難民認定審査における判断の在り方が諸外国当局と大きく異なっていないか。
- （2）難民該当性の判断の際のより適切な考慮ポイントがないか。
- （3）我が国の難民認定審査においても諸外国当局と同等に出身国情報が充実しているか。

7 さらに、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護するための、補完的保護対象者認定制度の創設を含む改正入管法が2023年12月1日から施行されている。

8 したがって、現行の入管法の適切な運用によって、国際基準に沿った難民等¹の認定を行っており、包括的な庇護法令を別途制定する必要があるとは考えていない。

¹ この文書において「難民等」は、難民及び補完的保護対象者を指す。

9 法務省としては、引き続き、国際機関と協調しながら保護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組んでまいりたい。

委員会勧告パラ33（b）について

10 入管収容施設における被収容者の処遇については、関係国内法令に従った被収容者の人権に配慮した対応の徹底に取り組んでいる。

11 その上で、入管庁では、2021年3月の名古屋入管における被収容者死亡事案を受け、法曹関係者や医療関係者等の外部有識者の協力を得ながら調査を行い、同年8月、調査結果を報告書にとりまとめ、公表した。また、同調査報告書で示された改善策を中心に、入管庁全体として組織・業務改革に取り組むとともに、例えば、以下のような医療体制の強化を進めてきた。

（1）主要6地方出入国在留管理官署（東日本入国管理センター、大村入国管理センター、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局及び東京出入国在留管理局横浜支局）全てにおいて、2021年4月時点では1名であった常勤医師の予算上の定員を2024年4月には2名に増員した。

（2）地方出入国在留管理官署は、地域医療機関等を訪問し、入管収容施設における医療の実情や業務内容についての理解を得ながら、連携体制の構築・強化を進めている。

（3）全地方出入国在留管理官署で定期的にカンファレンスを実施し、被収容者の体調に係る情報共有や診療室の運営等に係る意見交換等を行い、緊密なコミュニケーションを図っている。

（4）処遇担当職員を主な対象として、各種研修を実施して、基礎的な医療知識の習得を図っている。

12 また、2021年9月から、原則として新規入所者全員に対する健康診断の実施を開始した。さらに、2024年6月10日に施行された改正入管法では、より適正な処遇を行うことができるようにするため、被収容者に対し、3月に1回以上定期的に、医師による健康診断を受けさせること、社会一般の医療水準等に照らして適切な医療上の措置等を講ずることが規定された。このように、被収容者の体調等を確実に把握して適切な対応を行うための取組も進めてきた。

13 これらの取組等により、適切な医療支援へのアクセスを含め、入管収容施設における被収容者の処遇の改善を適切に進めている。

委員会勧告パラ33（c）について

14 我が国において就労可能な在留資格を有していない被仮放免者に就労を認めることは、在留資格制度の在り方とは相容れないことなどから、相当ではないと考えている。もっとも、被仮放免者は、2023年に入管法が改正され、不必要な収容や収容の長期化を防止

するため、収容代替措置として創設され、２０２４年６月１０日、その運用が開始された監理措置制度を利用することができる。この制度の下、退去強制令書発付前であれば、主任審査官の許可を受けることにより、報酬を受ける活動を行うことができる。

１５ また、入管庁では、被仮放免者に対し、定期的に出頭を求めており、適時相談に応じ、例えば、自治体の窓口を案内したり、本人が希望する場合には、行政上の便益、サービスを受けられることとなるよう、その者の情報を居住する自治体に通知するなどの支援を行っている。

委員会勧告パラ３３（ｄ）について

１６ 難民等の認定を求めたものの不認定処分を受けた外国人が、その処分に不服がある場合には、法務大臣に対して審査請求を行うことができることとされている。

１７ 審査請求においては、外部有識者である難民審査参与員が、法務大臣からの指揮を受けることなく、３人１組で審理を行うこととされており、法務大臣は、難民審査参与員の意見を必ず聴いた上で、その意見を尊重して判断を行っている。なお、２０１６年以降、難民審査参与員の多数意見と異なる判断を行った例はない。

１８ 退去強制令書が発付された外国人については、過去２回難民等の不認定処分を受けている場合を除き、難民等の認定を求める申請を行っている間は、送還の執行が停止される（その申請の処分等についての審査請求を行っている間も同様である。）。また、難民等の不認定処分を２回受けた後、３回目以降の難民等の認定を求める申請を行った場合であっても、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出したときは、送還の執行が停止される。

１９ 加えて、難民等の不認定処分に不服がある場合には、審査請求を行うとともに、その結論が出るのを待つことなく、裁判所に対し、同処分の取消訴訟を提起することが可能である。また、その際に退去強制令書発付処分に対する取消訴訟を併せて提起することによって、退去強制令書の執行停止決定の申立てができ、裁判所の決定があれば送還が停止されることとなる。

２０ 以上のとおり、我が国は、御指摘の「停止効果を有する独立した上訴メカニズムを利用する機会」を十分に提供している。

委員会勧告パラ３３（ｅ）について

２１ パラ１３に記載のとおり、２０２３年に入管法が改正され、不必要な収容や収容の長期化を防止するため、収容代替措置として監理措置制度が創設され、２０２４年６月１０日、その運用が開始された。

２２ 監理措置制度においては、退去強制事由に該当すると疑うに足りる外国人がある場合には、まずはその者を監理措置に付すか收容するかを選択する判断を行うことが明確にされている。また、同判断に当たっては、逃亡等のおそれのみならず、收容により本人が受ける不利益の程度をも考慮することが明確にされており、收容代替措置が十分に検討された場合にのみ收容が行われることが確保されている。さらに、收容した場合でも、主任審査官が３か月ごとに收容の要否を必要性的に見直し、出入国在留管理庁長官においてもその收容の要否の判断の適正をチェックすることとされており、收容が最短の適切な期間となるための措置が講じられている。

２３ また、監理措置申請に対し、監理措置決定をしない処分をする場合には、その理由を告知することとなっている。また、同処分に対し不服がある場合には、国を被告として、取消訴訟を提起することができる。さらに、出訴期間を教示し、裁判所に効果的に訴訟手続を執ることができることを確保するための措置を講じている。

委員会勧告パラ３３（ｆ）について

２４ 入管職員に対しては、入管庁において、職員の知識及び技能の修得に資するため、業務内容等に応じた多様な研修を実施している。また、これらの研修においては、大学教授等人権問題の専門家を招いて人権諸条約等の人権に関する講義を行っている。引き続き、研修の一層の充実に努めていく。

委員会勧告パラ４５に対する回答－児童の権利

２５ 令和５年４月１日、我が国における、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が設置された。同庁は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、児童の権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることを目指している。

委員会勧告パラ４５（ａ）について

２６ 嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等とする民法の一部を改正する法律が成立・施行されていることは、第７回政府報告審査に向けて提出した事前質問回答パラ１２のとおりである。その上で、非公開が原則である出生届において戸籍法が「嫡出子又は嫡出でない子」を区別しているのは、適正に戸籍事務の処理を行うためであり、合理的なものである。したがって、現時点で戸籍法の該当部分の改正等は予定していないが、社会情勢の変化や我が国の実情等を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

なお、無戸籍者問題に関して、（元）夫以外との子を出産した女性が、（元）夫の子として戸籍に記載されたくないと出生届の提出をためらう場合がある。このような事例は戸籍に記載されない子が生じる典型例となっていた。こうした無戸籍者問題の抜本的解消を図るため、２０２２年に民法が改正された。改正された民法では、離婚等から３００日以内に生まれた

子であっても、母が再婚した後に生まれた子については、元夫ではなく、再婚後の夫の子と推定されるものとされた。さらに、子又は母が、自ら嫡出否認の手続を行うことで、(元)夫を父としない出生の届出をすることも可能となった。

委員会勧告パラ４５（b）について

２７ ２０２２年の児童福祉法の改正により、一時保護の開始に際し、親権者等の同意を得られない場合など一定の場合において裁判官の審査を経ることを求める「一時保護時の司法審査」が導入された。２０２５年６月１日から本改正は施行されている。

２８ 一時保護時の司法審査の導入に伴い、一時保護を行うことができる場合を法令上明確化し、また、裁判官の審査に当たっては、児童相談所が、一時保護に対する児童及びその親権者等の意見を可能な限り伝達することとしている。

委員会勧告パラ４５（c）について

２９ ２０２４年５月、民法等の一部を改正する法律が成立した。本改正法では、父母の離婚後もその双方を親権者とすることができることとしたほか、父母双方が親権者である場合には、子の居所の変更を含めて親権は父母が共同して行うとした。ただし、急迫の事情があるときは父母の一方が親権を単独で行うことが可能であるとし、父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設することで親権行使のルールを整理している。

３０ また、本改正法では、子に関する権利の行使に関し、父母が互いに人格を尊重し協力しなければならないことを明確化しており、御指摘の問題の解決に資するものと考えている。

３１ 国境を越えた子の連れ去りや子との交流に関し、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）及び同条約の国内実施法に基づき我が国が実施している措置については以下のとおり。

（条約の適切な実施・日本政府による援助）

３２ 我が国では、ハーグ条約の一層効果的な実施に向けて、２０２０年４月にハーグ条約国内実施法の改正法が施行された。日本政府は、引き続き、子の利益が最も重要であるとの同条約の理念を十分に考慮しつつ、各締約国との協力を通じて適切に対応してきている。

３３ ２０２５年１０月現在、日本の中央当局である外務省は、日本にいる子の外国への返還事案２０４件、日本にいる子との交流事案１３２件、また、外国にいる子の日本への返還事案１８７件、外国にいる子との交流事案４７件につき、ハーグ条約に基づく援助決定を行い、事案の当事者に対して支援を提供してきた。

３４ 外務省の支援メニューには、日本にいる子の所在特定、当事者間の話し合いを促進す

るための裁判外紛争解決（ＡＤＲ）機関の紹介及び費用負担、ハーグ条約に詳しい弁護士や法律扶助の紹介、裁判所に提出する資料の翻訳支援、親子交流支援団体の紹介及び費用負担などが含まれる。

（話し合いによる解決の推進）

３５ 外務省は、ＡＤＲ機関と委託契約を結び、当事者間の話し合いを促進している。日本においては、これまで結論が出た事案のうち約６７％の事案が、当事者の任意又は合意による解決（裁判所決定以外による解決）によるものである。

（子との交流への支援）

３６ 外務省は、親子交流支援団体に業務委託をして、会えなくなっている親子の交流を支援している。また、国境を隔てて住んでいる親子のオンラインの交流についても、外務省の費用負担により、支援団体の立ち会いの下での交流の機会を提供している。

（予防・啓発）

３７ 日本政府としては、国民の間におけるハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止することにも力を入れている。国内で年３０件程度のセミナーを開催しているほか、海外在住の日本人を対象としたセミナーの実施や現地の日本人向け生活情報誌への記事掲載を行う等して、ハーグ条約の啓発に努めている。

（了）